

第 2 2 号議案

滋賀県社会教育委員の選任について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の規定に基づき、滋賀県社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和 4 年 6 月 13 日

滋賀県教育委員会

---

別紙のとおり

別紙

滋賀県社会教育委員 新委員名簿

○任期:令和4年7月2日～令和6年7月1日

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育	じょう たかし 城 敬	湖南市立甲西北中学校長	
	なかざわ しげゆき 中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校・高等養護学校長	
社会教育	かわばた まこと 川端 一	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長	
	たちばな まどか 橘 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問	
	ふじわら あさみ 藤原 麻美	日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会顧問	
	はせがわ つよし 長谷川 毅	日野町立図書館長	
家庭教育	みやもと まり 宮本 麻里	子育て応援カフェLOCO代表	
	よしだ しょうこ 吉田 尚子	一般社団法人暮らし育て組理事	
学識経験者	ふじむら ゆうこ 藤村 祐子	滋賀大学 教育学部准教授	
	かない ふみひろ 金井 文宏	立命館大学客員教授 大阪都市コミュニティ研究所室長	
	むらい こういちろう 村井 孝一郎	財団法人滋賀県人権教育研究会会長 近江八幡市立武佐小学校長	
	ひらお たかこ 平尾 香子	滋賀ダイハツ販売株式会社取締役	
	かとう よしあき 加藤 芳顕	県社会福祉協議会	
公 募	しまむら こうへい 島村 恒平	公募による委員	
	はらだ めぐみ 原田 恵実	公募による委員	

## 新旧対照表 滋賀県社会教育委員

任 期	旧(令和2年7月2日～令和4年7月1日)		新(令和4年7月2日～令和6年7月1日)	
区 分	氏 名	所 属 等	氏 名	所 属 等
学校教育	ふじたに しのぶ 藤谷 忍	多賀町立大滝小学校長	(滋人教代表と兼ねる)	
	なかい いずみ 永井 泉	甲賀市立甲賀中学校長		
	もちづき みき 望月 美希	滋賀県立国際情報高校長	なかざわ しげゆき 中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校・高等養護学校長
社会教育	いたくら まさなお 板倉 正直	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長	かわばた まこと 川端 一	滋賀県社会教育委員連絡協議会会長
	たちばな まどか 橋 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問	たちばな まどか 橋 円	滋賀県PTA連絡協議会顧問
	ふじわら あさみ 藤原 麻美	日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会前会長	ふじわら あさみ 藤原 麻美	日本青年団協議会副会長 滋賀県青年団体連合会顧問
	とみなが みさほ 富永 美砂穂	彦根市地域学校協働活動推進員	はせがわ つよし 長谷川 毅	日野町立図書館長
家庭教育	みやもと まり 宮本 麻里	子育て応援カフェLOCO代表	みやもと まり 宮本 麻里	子育て応援カフェLOCO代表
			よしだ しょうこ 吉田 尚子	一般社団法人暮らし育て組理事
学識経験者	ふじむら ゆうこ 藤村 祐子	滋賀大学 教育学部准教授	ふじむら ゆうこ 藤村 祐子	滋賀大学 教育学部准教授
	かない ふみひろ 金井 文宏	立命館大学客員教授 大阪都市コミュニティ研究所室長	かない ふみひろ 金井 文宏	立命館大学客員教授 大阪都市コミュニティ研究所室長
	たかの まちこ 高野真知子	財団法人滋賀県人権教育研究会会長 野洲市立中主中学校長	むらい こういちろう 村井 孝一郎	財団法人滋賀県人権教育研究会会長 近江八幡市立武佐小学校長
	ひらお たかこ 平尾 香子	滋賀ダイハツ販売株式会社取締役	ひらお たかこ 平尾 香子	滋賀ダイハツ販売株式会社取締役
	かとう よしあき 加藤 芳顕	県社会福祉協議会	かとう よしあき 加藤 芳顕	県社会福祉協議会
公 募	よしだ しょうこ 吉田 尚子	公募委員	しまむら こうへい 島村 恒平	公募委員
	たぐち しんたろう 田口 真太郎	公募委員	はらだ めぐみ 原田 恵実	公募委員

## ◇社会教育法（一部抜粋）

### 第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

## ◇滋賀県社会教育委員条例

滋賀県社会教育委員の定数、任期等に関する条例（昭和24年滋賀県条例第58号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、滋賀県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数等）

第2条 委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。